地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十二号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）の施行に伴い、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第三項及び第四項第一号、第五条の四第一項第一号並びに第三十二条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四」を「百分の五十並びに」に改め、「並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五」及び「並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五」を削る。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを「（公営競技納付金の納付）」に改め、同条第一項中「（以下この条」を「（第五項」に改め、「）」に納付すべき納付金」の下に「（以下この条において「公営競技納付金」という。）」を加え、同項ただし書中「機構に納付すべき納付金」を「公営競技納付金」に改め、同条第二項第八号中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に改め、同条第五項中「納付金」を「公営競技納付金」に改め、同条第六項中「前項」の下に「の規定により読み替えられた第五項」を加え、「同項の納付金」を「前項の規定により算定した公営競技納付金」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定にかかわらず、公営競技納付金の額は、当分の間、同項の規定により算定した額に、十分の八を乗じて得た額とする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは、「次項」とする。

附則第九条第一項を削り、同条第二項中「附則第十条第二項及び第十二条」を「附則第十条第一項及び第十一条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十条第二項及び第十一条」を「附則第十条第一項及び第十二条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十条第三項及び第十四条」を「附則第十条第二項及び第十三条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則中第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

附則第十五条の見出し中「平成二十五年度及び」を削り、同条中「平成二十五年度及び」を削り、「附則第十条第二項及び第十三条」を「附則第十条第一項及び第十二条」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十六条中「附則第十条第三項及び第十四条」を「附則第十条第二項及び第十三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十七条中「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第十六条とし、附則第十八条を附則第十七条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条中地方財政法施行令附則第二条第六項の改正規定、同項を同条第七項とする改正規定及び同条第五項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成二十七年度以後の年度における財政法第六条に規定する剰余金について適用し、平成二十六年度以前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の地方財政法施行令附則第二条第六項の規定は、平成二十八年四月一日以後に行われる公営競技に係る地方交付税法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の地方財政法第三十二条の二の規定により納付すべき納付金について適用する。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

附則第五条中「附則第十六条」を「附則第十五条」に、「附則第十条第三項及び第十四条」を「附則第十条第二項及び第十三条」に、「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条中「附則第十七条」を「附則第十六条」に、「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第七条（見出しを含む。）中「平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条を附則第六条とする。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十三号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十四条第二項第六号及び第十五条第一項（これらの規定を同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。